

施設のスポーツ利用に関する確約書

20 年 月 日

公益財団法人

三重県文化振興事業団 理事長 様

団体名

住 所

氏 名

電 話

下記施設利用時は、参加者・来場者に対し施設損壊などに対する事前注意喚起を行い、安全対策を実施します。なお、万一損壊事故が生じた場合は、三重県総合文化センター条例第23条（損害賠償義務）に基づき、当方で一切の責任を負い、損害についてもすべて当方が賠償します。

記

1 催物名称

【 文化棟／生涯棟／フレンテ棟 ○を付ける】

2 施設名

3 催物開催期間

20	年	月	日	(曜日)	午前	午後	夜間
20	年	月	日	(曜日)	午前	午後	夜間
20	年	月	日	(曜日)	午前	午後	夜間
20	年	月	日	(曜日)	午前	午後	夜間

受 付

(受付 → 申込書ファイルへ)

2023.1改訂